

佐賀県保健福祉事務所管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3月29日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第23号

佐賀県保健福祉事務所管理規則の一部を改正する規則

佐賀県保健福祉事務所管理規則（平成18年佐賀県規則第27号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（分掌事務） 第3条 略 2 福祉支援課の分掌事務は、次のとおりとする。 （1）～（8） 略 （9） <u>障害者自立支援法（平成17年法律第123号）の施行に関する</u> こと。 （10）～（21） 略 3～5 略</p>	<p>（分掌事務） 第3条 略 2 福祉支援課の分掌事務は、次のとおりとする。 （1）～（8） 略 （9） <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための</u> <u>法律（平成17年法律第123号）の施行に関する</u>こと。 （10）～（21） 略 3～5 略</p>

附 則

この規則は、平成25年 4月 1日から施行する。